

「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」を 専決処分しました(4/20)

龍ヶ崎市では、以下の事業について、本日、令和5年4月20日(木)に令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)の専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

【令和5年度4月補正予算】

会計	予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	27,770,000千円	87,848千円	27,857,848千円

【令和5年度補正予算(第1号)に計上した事業】

●子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 87,848千円【こども家庭課(担当:二野屏)^{にのへい}】

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別交付金を支給することにより、厳しい家計を支援。

【対象者】① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)

② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯(その他の低所得の子育て世帯)

※対象範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)

【給付額】児童等1人あたり 5万円

【予算額】ひとり親世帯分:補助金 50,000千円 事務費 1,470千円

その他世帯分:補助金 35,000千円 事務費 1,378千円

【財源】全額国庫負担

【支給時期】①ひとり親世帯:令和5年3月分の児童扶養手当受給者や令和4年度に低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を受給した世帯等は5月中に支給(申請不要)

②対象児童を養育する方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方(高校生のみ養育世帯等)や直近の収入が減少し、住民税均等割が非課税の水準相当となる世帯は、5月末から申請の受付を予定。審査後、1ヶ月以内に支給。

【萩原勇 龍ヶ崎市長コメント】

子育て世帯の皆さんは、我が子の進学や進級等を迎え、喜びの中で新生活をスタートさせている一方で、新生活の準備に物価高騰が重なり、家計負担が重く大変な思いをされていると思います。

今般の補正予算は、このような状況を受け、国が支給を決定しました、経済的に厳しい子育て世帯を対象とした給付金を迅速にお届けするため、専決処分にて対応したものです。

市といたしましても、物価高騰の影響を受ける市民生活や事業者等の支援に、国や県と連携を図ながら全力で取り組んでまいります。

予算編成に関する
問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 財政課 財政グループ
担当者:木村(きむら)
連絡先:0297-60-1517(直通)